

### (3) 保育料・副食費の多子軽減 - 上の子がいる場合の保育料 -

#### 多子軽減とは

保育所等を利用している児童に上の子がいる場合の保育料は、半額又は無料になる場合があります。保育料の算定において上の子と認定する範囲は、世帯の状況・税額等によって異なります。上の子が幼稚園等に在籍している場合は、在園証明書等の提出が必要となる場合があります。

#### ■多子軽減の適用表

世帯の状況	市民税所得割額 <sup>④</sup> の額	対象となる上の子	在園証明書の提出	対象児童の保育料／副食費	
				対象児童が第2子	対象児童が第3子以降
ひとり親世帯 又は	77,101円未満	保護者と同一生計の子ども全て	不要	0円／0円	0円／0円
障がいのある人がある世帯	77,101円以上	施設に在籍する就学前児童のみ	要	半額／全額	0円／0円
上記以外の世帯	57,700円未満	保護者と同一生計の子ども全て	不要	半額／0円	0円／0円
	57,700円以上	施設に在籍する就学前児童のみ	要	半額／全額	0円／0円

#### ■多子軽減の対象施設一覧表

在園証明書等の提出が <u>不要</u> な施設		在園証明書等の提出が <u>必要</u> な施設	
○保育所（園）	○幼稚園	○児童発達支援	○児童心理治療施設
○認定こども園		○特別支援学校幼稚部	（情緒障がい児短期治療施設）
○地域型保育事業			○医療型児童発達支援

#### ■多子軽減の表の見方（例）

世帯の例	表の見方（例） 多子軽減の適用内容
ひとり親世帯で市民税所得割額 <sup>④</sup> が77,101円未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童より年上で、保護者と同一生計の子ども全てを「上の子」と認定します。</li> <li>認定した上の子が1人でもいる場合は、対象児童の保育料は無料になります。</li> </ul>
ふたり親世帯で市民税所得割額 <sup>④</sup> が57,700円以上の世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童より年上で、上記のいずれかの施設に在籍している子どものみを「上の子」と認定します。ただし、「在園証明書等の提出が必要な施設」を利用している子どもについては、在園証明書等の提出があった場合のみ「上の子」と認定します。</li> <li>認定した上の子が1人の場合は、対象児童の保育料は半額となります。</li> <li>認定した上の子が2人以上の場合は、対象児童の保育料は無料となります。</li> </ul>

- ひとり親世帯とは、関係資料（16ページ参照）を提出することにより、保育料の算定においてひとり親と認定された世帯です。
- 障がいのある人がある世帯とは、障がい者手帳のコピー等を提出することにより、保育料の算定において障がいのある人があると認定された世帯です。